

令和8年度成田市いずみ聖地公園 合葬式墓地募集案内



【事前申込受付期間】 令和8年7月1日(水)～7月24日(金)

応募者多数の場合は抽選により決定します。

目 次

1. 募集スケジュール	1
2. 合葬式墓地について	2
3. 埋蔵方法	3
4. 申請区分・使用料	3
5. 申請資格	4
6. 注意事項	6
7. 事前申込	6
8. 抽選	7
9. 本申請	9
いずみ聖地公園の案内・お問い合わせ	11

成 田 市

1. 募集スケジュール

1 事前申込受付

令和8年7月1日(水)～7月24日(金)

事前申込は窓口、郵送、オンラインで受理し、抽選用の受付番号を発行します。

2 受付番号発送

8月上旬

郵送申込の方に封書で受付番号をお知らせします。

※窓口、オンラインで申込の方には申込時点でお知らせします。

3 抽 選

令和8年8月10日(月)

事前申込者数が募集数を越えた区分は抽選を行います。

4 抽選結果通知

8月中旬

抽選結果を申込者全員に送付するとともに、当選者には申請案内書類を郵送します。

抽選結果はホームページにも掲載します。

5 本申請受付

抽選結果通知到着後～9月15日(火)まで

墓地使用許可申請書を受理し、資格審査を行います。本申請受付期間に未提出の方は辞退したものとみなします。

6 補欠当選通知

9月30日(水)まで

補欠当選がある場合は補欠者にお知らせします。期限までにお知らせが届かなかった場合は落選となります。

7 使用料納付書発送

9月中旬～

資格審査の結果、要件を満たす方に順次使用料納付書を送付します。

8 使用許可書発送

9月下旬～

使用料納付確認後、順次使用許可書を送付します。

9 使用開始

使用許可書がお手元に届いた後、使用可能となります。

納骨は予約制ですので、いずみ聖地公園管理組合に連絡して納骨日時を調整してください。

2. 合葬式墓地について

- ・合葬式墓地は承継を必要としない墓地として、1体又は2体の焼骨を個別に埋蔵する納骨室及び多数の焼骨を合わせて埋蔵する合葬室により構成される施設です。
- ・合葬式墓地は納骨室に2,000体、合葬室に7,000体が収容可能です。

合葬式墓地案内図



納骨室(1階)



合葬室(地下1階)



参拝スペース

3. 埋蔵方法

(1)通常合葬

・使用許可のあった日から20年間※は焼骨を骨壺に入れた状態で納骨室に埋蔵し、20年経過後は焼骨を納骨袋に移し替えて合葬室に埋蔵します。

※納骨から20年間ではありませんのでご注意ください。

- ・焼骨が納骨室に埋蔵されている間は、改葬等による焼骨の返還が可能です。合葬室に移し替えた後は複数の焼骨を合わせて埋蔵するため、返還できません。
- ・納骨室使用期間の延長はできません。
- ・納骨室の使用場所及び番号は、市が指定するため使用者は選べません。

(2)直接合葬

- ・焼骨を納骨室に埋蔵することなく、本市が指定する納骨袋に入れた状態で合葬室に直接埋蔵する方法です。
- ・複数の焼骨を合わせて埋蔵するため、焼骨を返還することができません。

4. 申請区分・使用料

申請区分		募集数		使用料	
区分A	通常合葬	焼骨所持1体分	10枠	10体	112,000円
区分B		焼骨所持2体分 又は 生前予約1体分 + 焼骨所持1体分	35枠	70体	224,000円
区分C		生前予約1体分	10枠	10体	112,000円
区分D		生前予約2体分	35枠	70体	224,000円
区分E	直接合葬	生前予約1体分	10枠	10体	50,000円
区分F		生前予約2体分	35枠	70体	100,000円
区分G		焼骨所持	制限なし。事前申込不要で本申請を受け付けます		1体につき 50,000円

<焼骨所持> 亡くなられた方の焼骨をお持ちの場合。別の墓地に納骨されている焼骨を改葬する場合を含みます。

<生前予約> 申請者本人及び親族の墓地として生前に申し込むこと。

・募集数に達しない区分の余剰枠は応募者が超過した区分に振り替えて増枠します。

注意！

毎年募集を行うため募集数を制限しています。施設は納骨室2,000体、合葬室7,000体収容可能であり、すぐに満杯になるということはありませんので、親族等と良く相談して応募の時期を検討してください。

(区分C・Dの場合、急いで応募した結果、納骨室の使用期間が短くなってしまう可能性があります。)

5. 申請資格

【全区分共通】

- ・成田市民となって1年以上経過していること。

<市外居住者の特例>

市外居住者であっても、以下のいずれかに該当する場合は、所持する焼骨と申請者本人及び配偶者等の使用が可能です。ただし、納骨室の使用は2体までとします。

- ①市営霊園の一般墓地使用者で、墓地を返還して合葬式墓地へ改葬する場合
- ②死亡時において市民として1年以上経過した者の焼骨を埋蔵する場合

- ・埋蔵する焼骨について、祭祀を主宰する者であること。
- ・市営霊園の一般墓地(普通墓地・芝生墓地)の使用許可を受けていないこと。
(※現在使用している一般墓地を返還し、合葬式墓地に改葬する場合は可。)

【通常合葬】

区分A<焼骨所持1体分> 焼骨が1体あり、その焼骨を埋蔵したい場合

- ・埋蔵する焼骨が申請者の配偶者等であること(次ページの図参照)。ただし、墓じまい、改葬による焼骨は制限なし。
- ・埋蔵する焼骨が1体であること。

区分B<焼骨所持2体分> 焼骨が2体あり、その焼骨を埋蔵したい場合

- ・埋蔵する焼骨が申請者の配偶者等であること(次ページの図参照)。ただし、墓じまい、改葬による焼骨は制限なし。
- ・埋蔵する焼骨が2体であること。

区分B<生前予約1体分+焼骨所持1体分> 焼骨が1体あり、その焼骨の埋蔵と申請者本人の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵する焼骨が申請者の配偶者等であること(次ページの図参照)。ただし、墓じまい、改葬による焼骨は制限なし。
- ・申請者本人の埋蔵予定と、埋蔵する焼骨をあわせて2体であること。
- ・申請者が65歳以上であること(昭和36年9月30日以前に生まれた方)。

区分C<生前予約1体分> 申請者本人の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵予定の焼骨が申請者本人のものであること。
- ・申請者が65歳以上であること(昭和36年9月30日以前に生まれた方)。

区分D<生前予約2体分> 申請者本人と配偶者等の2名の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵予定の焼骨が、申請者本人及び配偶者等のものであること(次ページの図参照)。
- ・埋蔵予定の焼骨が申請者本人を含め2体であること。
- ・申請者が65歳以上であること(昭和36年9月30日以前に生まれた方)。

【直接合葬】

区分E<生前予約1体分> 申請者本人の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵予定の焼骨が申請者本人のものであること。
- ・申請者が65歳以上であること(昭和36年9月30日以前に生まれた方)。

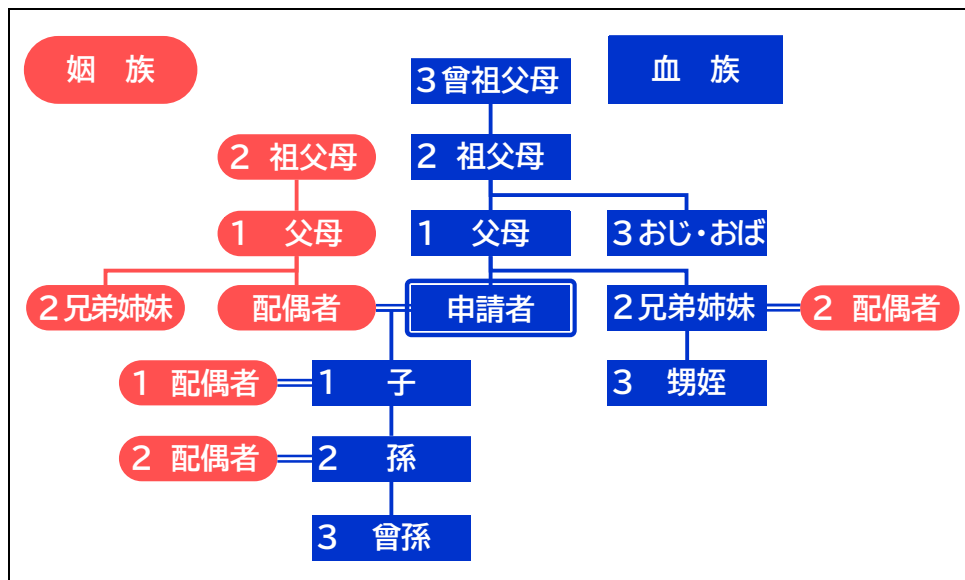
区分F<生前予約2体分> 申請者本人と配偶者等の2名の埋蔵を予約したい場合

- ・埋蔵予定の焼骨が、申請者本人及び配偶者等のものであること(下図参照)。
- ・埋蔵予定の焼骨が申請者本人を含め2体であること。
- ・申請者が65歳以上であること(昭和36年9月30日以前に生まれた方)。

区分G<焼骨所持> 焼骨が1体~複数体あり、その焼骨を埋蔵したい場合

- ・埋蔵する焼骨が申請者の配偶者等であること(下図参照)。ただし、墓じまい、改葬による焼骨は制限なし。

<配偶者等の範囲> 配偶者(内縁を含む。)、3親等以内の血族、2親等以内の姻族



6. 注意事項

- ・使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができます。
- ・納骨室及び合葬室には、納骨時及び管理上必要な場合を除き、原則として立ち入ることができません。
- ・参拝は施設正面の参拝スペースで行っていただき、献花、焼香が可能です。塔婆やお供え物がある場合は参拝後お持ち帰りください。
- ・納骨室に埋蔵する骨壺の大きさは7寸(幅及び奥行22cm 高さ27cm)までとし、材質は陶磁器その他の焼骨の埋蔵に適したものとします。また、桐箱、骨覆等の外装や位牌等の副葬品は埋蔵できません。
- ・合葬室に埋蔵する焼骨は7寸骨壺に収容可能な量を限度に1体分とし、本市が指定する納骨袋に収納した状態でお預かりします。
- ・分骨による使用はできません。なお、納骨室に埋蔵された焼骨を分骨することは可能です。
- ・焼骨所持の場合は、許可日から1年以内に焼骨を埋蔵していただきます。
- ・生前予約による埋蔵予定者の変更はできません。
- ・生前予約の利用者は、その死後に焼骨の埋蔵手続きがされるよう、親族や関係者にあらかじめ依頼するなど、必要な措置を講じてください。
- ・生前予約2体分の使用許可を受けた後、使用者が死亡した場合は、残りの埋蔵予定者に使用权を承継していただきます。

7. 事前申込

応募者多数の場合は抽選を行うため、事前申込をお願いします。当選された後に本申請となります。

※区分Gは事前申込不要で本申請を受け付けます。

【事前申込受付期間】令和8年7月1日(水)～7月24日(金)

(1)窓口の場合

8ページの記載例を参考に、「合葬式墓地使用事前申込書」に必要事項を記入の上、**110円分の切手1組(未使用)**を添えて成田市役所2階 環境衛生課まで持参してください。

※切手は抽選結果の通知に使用します。

※電子メールでの通知を希望する場合は、切手は必要ありません。環境衛生課からの電子メールを受信できるようメールソフトを設定してください。

令和8年7月1日(水)から窓口・電話受付時間(開庁時間)が9時～16時30分となります

(2)郵送の場合

8ページの記載例を参考に、「合葬式墓地使用事前申込書」に必要事項を記入の上、**110円分の切手2組(未使用)**を同封し、下記まで郵送してください(7月24日の消印有効)。

※切手は受付番号の通知、抽選結果の通知に使用します。

※電子メールでの通知を希望する場合は、切手は必要ありません。環境衛生課からの電子メールを受信できるようメールソフトを設定してください。

<郵送先> 〒286-8585 成田市花崎町760番地 成田市役所 環境衛生課 行

(3)オンラインの場合

下記 URL 又は QR コードより申込フォームにアクセスしてお申し込みください。

申込フォームへの入力完了後、受付番号が表示されますので、メモを取るなど必ず記録しておいてください。(受付番号例:VJ00000244)

※抽選結果通知などのお知らせを電子メールで送付しますので、環境衛生課からの電子メールを受信できるようメールソフトを設定してください。

<URL> <https://logoform.jp/f/UE9qz>



8. 抽選

(1)抽選

- ・事前申込者数が募集数を超えた区分がある場合は抽選を行います。
- ・事前申込者の抽選会への出席は任意とし、出欠席による抽選結果への影響はありません。また、抽選は公開で行いますので、どなたでも閲覧可能です。
- ・抽選は受付番号により行い、当選者のほか補欠者及び補欠順位を決定します。
- ・抽選結果は事前申込者全員に送付するとともに、当選者には本申請書類を郵送します。
- ・抽選結果はホームページにも掲載します。

<URL> <https://www.city.narita.chiba.jp> から

<抽選日時> 令和8年8月10日(月) 午前10時から

<抽選会場> 成田市役所6階 中会議室(成田市花崎町760番地)

(2)補欠者の取扱い

- ・当選者による辞退等があった場合、補欠者を補欠順位の順に繰り上げて当選とします。繰り上げ当選については**令和8年9月30日(水)**までにお知らせします。
- ・上記期日までに連絡がない場合は落選となりますのでご了承ください。

合葬式墓地使用事前申込書

令和 8年 〇月 〇日

1. 申込者情報

フリガナ	ナリタ タロウ
氏 名	成田 太郎
生年月日	大正 〇〇 年 〇月 〇日 昭和 30年 1月 1日
住 所	〒286-8585 成田市花崎町760番地
電話番号	0476-〇〇-〇〇〇〇
携帯電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇@.〇〇.〇〇
市営霊園の使用許可	あり ・ なし (ある場合) 墓地番号 納骨体数 体

いずみ聖地公園・成田霊園の墓地を使用している場合は記入してください。

2. 申請区分

申し込む区分のアルファベットを記入してください。⇒

区分	D
----	---

3. 埋蔵する焼骨の者（生前予約の者を含む）

1	フリガナ	ナリタ タロウ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	成田 太郎	本人	焼骨・生前
2	フリガナ	ナリタ ハナコ	申込者との続柄	焼骨・生前の別
	氏 名	成田 花子	妻	焼骨・生前

※次の欄には記入しないでください。

受付番号		受付印	
通知方法	<input type="checkbox"/> 郵送（切手 組） <input type="checkbox"/> メール		
抽選結果	<input type="checkbox"/> 当選 <input type="checkbox"/> 補欠（ 位） <input type="checkbox"/> 落選		
備 考			

9. 本申請

(1)使用許可申請書の提出

当選者には申請案内書類を郵送しますので、必要書類をご準備の上、窓口で申請していただきます。

<本申請受付日時・場所>

抽選結果通知到着後～9月15日(火)まで(土・日除く)

9時～12時、13時～16時30分

成田市花崎町760番地 成田市役所2階 環境衛生課

令和8年7月1日(水)から窓口・電話受付時間(開庁時間)が9時～16時30分となります

<必要書類>

①合葬式墓地使用許可申請書

②抽選結果通知書(オンライン申込の場合は、受付番号がわかるものをご持参ください)

③焼骨所持を証明する書類(区分A、B、G 焼骨所持の場合のみ)

ア. 墓地に納骨していない場合・・・埋火葬許可証

イ. 墓地に納骨している場合・・・墓地使用許可書又は埋蔵・収蔵証明書

エ. 戸籍に記載されていない場合(死産・水子等)・・・死胎証明書又は死産証明書

④誓約書

⑤承諾書

[区分A、B、G 焼骨所持の場合のみ]

焼骨の方が結婚されていた場合、配偶者及び子(死亡の場合はご存命の孫等)の承諾、未婚の場合は兄弟姉妹の承諾が必要です。被埋蔵者が複数名の場合は、それぞれ承諾が必要です。なお、承諾が必要な方が所在不明など特別な事情がある場合は申立書が必要です。環境衛生課にご相談ください。

[区分D、F 生前予約2体分のみ]

申請者ではない埋蔵予定者本人の承諾が必要です。

⑥申請者の戸籍謄本

⑦焼骨の方の死亡記載のある戸籍(除籍)謄本

⑧申請者、埋蔵予定者、焼骨の方、⑤の承諾者の関係が確認できる戸籍謄本、改製原戸籍謄本等

※⑥、⑦、⑧は必要事項の記載があれば兼ねることができます。

(2)墓地使用料の納付

本申請の審査を通過された方に墓地使用料納入通知書を郵送しますので、指定された金融機関窓口で墓地使用料を納付してください。

<納付できる金融機関>

千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行、千葉信用金庫、佐原信用金庫、銚子信用金庫、成田市農業協同組合、かとり農業協同組合、中央労働金庫、銚子商工信用組合

(3)使用許可書の送付

墓地使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可書を郵送します。

使用許可書は大切に保管してください。紛失した場合、再交付には手数料がかかります。

(4)使用開始、納骨手続き

使用許可書がお手元に届いた後、合葬式墓地への納骨が可能になります。納骨は予約が必要ですので、いずみ聖地公園管理組合までご連絡ください(TEL:0476-36-2292)。

納骨式や法要を合わせて行う場合は、いずみ聖地公園内にある斎場(式場・和室)をご利用ください(別途使用料がかかります)。

<納骨時にご準備いただくもの>

①合葬式墓地使用許可書

②埋火葬許可証又は改葬許可証

既に他の墓地等に埋蔵、収蔵している焼骨の場合は、改葬許可証が必要です。現在使用中の墓地等の所在市町村で改葬手続きをお願いします。

成田霊園、いずみ聖地公園をはじめ成田市内の墓地を使用中の場合は、環境衛生課が改葬手続きの窓口となります。

③通常合葬の場合は骨壺に納めた焼骨、直接合葬の場合は市指定の納骨袋に納めた焼骨

いずみ聖地公園案内図



<所在地> 成田市東和泉655番地

<交通案内> JR成田線「久住駅」より徒歩約15分

コミュニティバス「大室循環」「いずみ聖地公園」下車すぐ

<お問い合わせ>

【墓地の申込に関すること】

成田市環境部環境衛生課

〒286-8585 成田市花崎町760番地

TEL:0476-20-1531 FAX:0476-22-4436

E-mail:eisei@city.narita.chiba.jp

【墓地の管理・納骨等に関すること】

いずみ聖地公園管理組合

TEL:0476-36-2292